

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
チュニジア	チュニジア共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とチュニ ジア共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.2.9 チュニス で (2022.9.29)	日本側 清水信介在チュニ ジア大使 側 オスマン・ ジュエラシディ外務・移民 ・在外チュニジア人大臣	2022.10.26 368号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。